

土壌の汚染に係る環境基準について

平成3年8月23日
環境庁告示第46号

改正平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16

別表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 l につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 1 mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法 (規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液 1 l につき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 l につき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒 (ひ) 素	検液 1 l につき0.01mg以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1 l につき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 l につき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 l につき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1 l につき0.004mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1 l につき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1 , 1 , 2 - トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1 , 3 - ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月 環境庁 告示 第 59 号 付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月 環境庁 告示 第 59 号 付表 5 の 第 1 又は 第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月 環境庁 告示 第 59 号 付表 5 の 第 1 又は 第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は 昭和 46 年 12 月 環境庁 告示 第 59 号 付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は 昭和 46 年 12 月 環境庁 告示 第 59 号 付表 7 に掲げる方法

試料の作成

- 1 . 採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の 2 mm の目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。
- 2 . 試料 (単位 g) と溶媒 (純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が 5.8 以上 6.3 以下となるようにしたもの) (単位 ml) とを重量体積比 10% の割合で混合し、かつ、その混合液が 500 ml 以上となるようにする。
- 3 . 調製した試料液を常温 (おおむね 20) 常圧 (おおむね 1 気圧) で振とう機 (あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を 4 cm 以上 5 cm 以下に調整したもの) を用いて、6 時間連続して振とうする。
- 4 . (1) から (4) の操作を行って得られた試料液を 10 分から 30 分程度静置後、毎分約 3,000 回転で 20 分間遠心分離した後の上澄み液を孔径 0.45 μ m のメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。